

【3歳～5歳児クラスの方へ】 副食費の免除対象 について

- 3歳～5歳児クラスのお子さんについては、保育料は無償化となりますが、給食費は保護者の皆様のご負担となります。
- 給食費のうち、副食費（おかず・おやつ代）の免除対象者は、次のとおりです。
 - ①市区町村民税所得割額の合算額が57,700円未満の世帯：下表の網掛け部分の方と第3子以降の方
 - ②市区町村民税所得割額の合算額が57,700円以上の世帯：小学校就学前のお子さんで、認可保育施設や認可幼稚園等を利用しているお子さんから数えて第3子以降の方
- 副食費の免除の有無は、保育料の階層区分で決定いたします。そのため、保育料と同様に4月と9月の年2回算定し、それぞれ階層を決定いたします。
- 副食費の免除対象の有無については、保育料決定通知書の備考欄をご覧ください。
副食費免除対象者の方は「無償（0円）」、免除対象者以外の方は「利用する施設の定める額」と記載しております。
- 給食費の金額は、施設により異なりますので、金額や納付方法については、利用中の施設からの案内をお待ちください。

◆保育施設に係る保育料の階層区分

【2号認定：保育所・認定こども園保育園部】

階層 区分	世 帯 区 分			副食費免除の有無
第1	生活保護世帯等			副食費免除 (主食費のみ負担)
第2	市区町村民税非課税世帯 (第1階層を除く)			
第3	当該年度の市区町村 民税課税世帯で、そ の所得割額が右の区 分に該当するもの (第1階層を除く)	ひとり親世帯等	48,600円未満	
		ひとり親世帯等 以外の世帯		
ひとり親世帯等		77,101円未満		
ひとり親世帯等 以外の世帯		57,700円未満		
97,000円未満				
第5		169,000円未満		
第6		301,000円未満		
第7		397,000円未満		
第8	397,000円以上			
				主食費＋副食費負担

※4～8月分の保育料は「前年度の市区町村民税所得割額」、9～3月分の保育料は「当年度の市区町村民税所得割額」により算定します。